

# 登録人材紹介会社 募集要項

(令和6年度)

広島県では、県内の中小企業等に対し、新事業展開等に必要なプロフェッショナル人材の職業紹介等を積極的に実施し、県内産業の活性化に貢献していただける有料職業紹介事業者(以下「登録人材紹介会社」という。)を募集しています。

## 『新事業展開』とは…

新規事業や海外現地事業の立上げなど、企業にとって売上増や新たな販路開拓につながる取組をいいます。企業経営経験者など高度なマネジメント力を有する人材を採用し、経営層をサポートすることにより、企業の組織力を強化したり、工場長経験者などを採用し、生産性を向上させる等、企業の業績アップに寄与する取組も含まれます。

## 『プロフェッショナル人材』とは…

専門的な技術や免許資格、知識や技能を有し、『直近の就業先が県外に本社若しくは本店を置く法人』又は『県内に本社若しくは本店を置く大企業』である者をいいます。

なお、中小企業等プロフェッショナル人材確保支援事業補助金の対象となる人材は、知事が別に定める報酬が見込まれる人材です。

## 『副業・兼業人材』とは…

専門的な技術や免許資格、知識や技能を有し、県外在住で、業務委託契約等に基づき、職務や期間を限定して業務に従事する者をいいます。

## 登録人材紹介会社になるには…

- ★ 「プロフェッショナル人材紹介会社登録要領」(以下「要領」という。)に基づき、事前に知事の登録を受けてください。

## 登録申請期間

令和6年3月13日(水)～令和6年5月31日(金) (必着)

※令和6年度は新規登録申請のみ募集します。

## 【提出先・問い合わせ先】

〒730-8511 広島市中区基町 10-52  
広島県 商工労働局 産業人材課 人材育成グループ  
電話：082-513-3428  
E-mail：syojinzai@pref.hiroshima.lg.jp

登録の資格、申請方法等については、裏面をご覧ください。

## 登録の資格、申請方法等

### ■ 登録の資格

職業安定法（昭和22年法律第141号。以下「法」という。）第30条に規定する有料職業紹介事業者とします。

ただし、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人又は国若しくは地方公共団体が資本金、基本金等の2分の1以上を出資している法人は除きます。

### ■ 登録申請方法

要領に定める人材紹介会社登録申請書（様式第1号）に必要事項を記載し、次の書類を添えて、郵送・持参又はE-mailにより提出してください。

（郵送の場合は、封筒の表に「プロフェッショナル人材紹介会社登録申請」と朱書きしてください。）

#### 【新規登録申請の場合】

書類	書類の例	有料職業紹介を実施する者	インターネットによる求人情報・求職者情報を提供する者	副業・兼業人材紹介を実施する者
(1) 有料職業紹介事業許可証の写し	—	○	○	○
(2) 有料職業紹介事業者の概要が分かるもの	・会社パンフレット ・HPの会社概要等の写し	○	○	○
(3) 求職及び求人への申込方法など、業務運営が分かるもの	・マッチングの流れが分かるもの ・HPの求職・求人申込ページの写し	○	○	○
(4) 人材紹介手数料の徴収方法及び額が分かるもの	・手数料の算定方法や支払時期がわかるもの ・手数料の説明が記載された求人依頼契約書	○	○	業務委託契約等に係る委託料の徴収方法及び額が分かるもの
(5) 個人情報の管理に関するもの	個人情報適正管理規定、個人情報保護方針など	○	○	○
(6) 県外在住の人材に関する今後の取組方針等が分かるもの	（右記の別紙に記載）	【様式第1号】別紙1	【様式第1号】別紙3	【様式第1号】別紙4
(7) 人材の円滑な定着のための取組状況が分かるもの	（右記の別紙に記載）	【様式第1号】別紙2	—	—
(8) その他知事が必要と認める書類	県から指示があった書類	（必要に応じて）	（必要に応じて）	（必要に応じて）

#### 【継続申請の場合】（※令和6年度は、継続申請はありません。）

- (1) 有料職業紹介事業許可証の写し
- (2) 登録事項のうち上記表中(2)から(5)について変更がある場合は、変更内容を確認できる書類
- (3) その他知事が必要と認める書類

### ■ 登録の決定

登録審査は原則、提出いただいた申請書類等により行いますが、審査前に、県担当者による事前ヒアリングを行うことがあります。

審査の結果、知事が登録を認めるとした場合には、登録に係る通知書を交付します。

### ■ 登録の有効期間

登録の有効期間は、知事が別に指定する日から令和7年5月末までです。

### ■ 登録の取消

次のいずれかに該当することとなった場合は、登録の有効期間内であっても、知事は登録を取り消すことができるものとします。

- (1) 法第32条の9に規定する許可の取消があったとき
- (2) 不正な行為があると知事が認めるとき
- (3) 正当な理由がないのに、要領第5の条件に従わないとき

本募集要項のほか、要領、「中小企業等プロフェッショナル人材確保支援事業補助金交付要綱」を広島県のホームページに掲載しておりますので、ご参照下さい。

☞ 広島県ホームページより [プロフェッショナル人材 登録 検索](#)

## 人材紹介会社登録申請書

令和 年 月 日

広島県知事様

(〒 )

所在地  
名称  
代表者役職・氏名

プロフェッショナル人材紹介会社登録要領第4の定めに基づき、次のとおり申請します。

### 1 登録申請の区分

	新規登録申請			
	継続登録申請	⇒ 次について変更の有無 ・有料職業紹介事業者の概要 ・求職及び求人申込方法など、業務運営 ・人材紹介手数料（業務委託手数料）の徴収方法及び額 ・個人情報の管理に関するもの		変更あり  変更なし

※該当する申請に○を付けてください。継続の場合は、変更の有無も記入してください。

### 2 要領第3（8）に定める職業紹介等の種類

		新規登録の場合は 下記の別紙を記入
法第4条第3項に規定する有料職業紹介の実施	⇒	内容は別紙1及び別紙2のとおり
インターネットによる求人情報・求職者情報の提供の実施	⇒	内容は別紙3のとおり
副業・兼業人材紹介の実施	⇒	内容は別紙4のとおり

※実施するいずれかの事業に○を付けてください。

### 3 要領第5に定める登録の条件への承諾

<input type="checkbox"/>	登録人材紹介会社は、毎月の初日から末日までのプロフェッショナル人材に関する職業紹介等の活動状況について、報告対象期間の翌月10日までに職業紹介等活動状況報告書（様式第2号）により知事に報告すること。
<input type="checkbox"/>	登録人材紹介会社は、法第32条の6に規定する許可の有効期限の更新を受けた場合は、新たな許可証の写しを速やかに知事に提出すること。
<input type="checkbox"/>	登録人材紹介会社は、法第32条の7に規定する変更の届出をした場合は、速やかに知事に報告すること。
<input type="checkbox"/>	登録人材紹介会社は、広島県プロフェッショナル人材戦略協議会へ参画すること。

※承諾する場合は、☑を記入してください。

※要領第5の条件に従わない場合は登録を取り消す場合があります。

4 添付書類

要領第4に定める別表のとおり

5 連絡先等

(1) 事業に参画する事業所の概要

所在地	(〒 )
事業所名	
代表者役職・氏名	

(2) 担当者等の連絡先

	登録申請の担当者	人材ニーズ取り繋ぎに関する広島県との連絡窓口	職業紹介等活動状況報告書の提出責任者
氏名			
所属・役職			
電話番号			
メールアドレス			

6 登録となった場合に県のホームページ及び広報資料で掲載する自社の情報

(1) 新規申請の場合

PR文 (各200字以内)			
求職者向け		求人企業向け	
電話番号		住所	
ホームページURL			
対象分野 (○を記入)	<input type="checkbox"/>	全般	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	経営幹部特化	
	<input type="checkbox"/>	専門特化 ( <input type="checkbox"/> グローバル人材 <input type="checkbox"/> ものづくり技術 <input type="checkbox"/> その他 )	
※○は2つまで記入してください。専門特化の場合は分野に☑も記入してください。			

(2) 継続申請の場合

<input type="checkbox"/>	現在の掲載情報に変更なし	<input type="checkbox"/>	現在の掲載情報に変更あり ⇒上記(1)新規申請の表に変更内容を記入
--------------------------	--------------	--------------------------	--------------------------------------

※該当する区分に○を付けて下さい。

なお、現在の情報は「広島県プロフェッショナル人材戦略拠点」のHPをご確認ください。

別紙 1

県外在住の人材に関する有料職業紹介の実施状況及び今後の取組方針について

1 有料職業紹介の実施状況

○ 対象期間 令和 年度分 (単位：件)

	求人（企業）	求職（人材）
(1) 登録件数	(うち 県内企業 )	(うち 県外在住者 )
(2) マッチング 実施数	(うち 県内企業 )	(うち 県外在住者 )
(3) 採用件数	(うち 県内企業 )	(うち 県外在住者 )

2 有料職業紹介の今後の取組方針

	県内企業向け	県外求職者向け
登録数を増やす ための取組		
マッチングを 増やすための取組		
その他の取組が あれば記載		

(注) 1 実施状況は、申請年度の前年度（4月～3月、1年分）を記載してください。

2 必要に応じて適宜、行を追加してください。

3 「1 有料職業紹介の実施状況」の表中、カッコ書きのいずれかが空欄（実績なし）の場合は下欄に記載すること。

本県において 実績を上げるための 具体的方策 (活動内容等)	
---	--

## 人材の円滑な定着のための取組方針について

	県外求職者向け	(参考) 県内企業向け
就業前		
就業後		
その他の 取組が あれば記入		

別紙3

県外在住の人材に関するインターネットによる求人情報・求職者情報の提供の今後の取組方針

	県内企業向け	県外求職者向け
登録数を増やすための取組		
マッチングを増やすための取組		
その他の取組があれば記載		

(注) 必要に応じて適宜、行を追加してください。

別紙4

県外在住の人材に関する副業・兼業人材紹介の今後の取組方針

	県内企業向け	県外求職者向け
登録数を増やすための取組		
マッチングを増やすための取組		
その他の取組があれば記載		

(注) 必要に応じて適宜、行を追加してください。

副業・兼業業務に係る分類

	分類	説明
	顧問型	「社外顧問」として、専門的な知見・ノウハウに基づく助言・指導を行う人材を紹介。エージェントを介する
	エージェント型	大企業等に正社員として籍を置き、リモートや週1の出社等、限られた時間でプロジェクトを行う人材を紹介。エージェントを介する。
	プラットフォーム型	大企業等に正社員として籍を置き、リモートや週1の出社等、限られた時間でプロジェクトを行う人材を紹介。インターネット・SNS等を介する。

(注) 自社のサービス類型に最も近いものに○をしてください。